

【資料編】
関連条例、策定体制・策定までの
経過

群馬県の経済関係条例等の変遷

年代	経済上の出来事	国の法律等	群馬県の経済関連条例等
1940	1949 1ドル=360円	1948 中小企業庁設置	
1950		1959 工場等制限法(02廃止)	1953 群馬県工場設置奨励条例(59廃止) 1959 群馬県工場誘致条例(84廃止)
1960		1963 中小企業基本法	
1970	1973 変動相場制移行	1972 工業再配置促進法 (06廃止) 1973 工場立地法	1972 群馬県工場立地適正化条例(12廃止) 1977 群馬県中小企業振興条例 (01廃止)
1980	1985 プラザ合意 1989 消費税導入3%	1983 テクノポリス法(99廃止) 1988 頭脳立地法 (99廃止)	1984 群馬県企業誘致促進条例(92廃止)
1990	1991 バブル崩壊 1993 上信越自動車道開通 1997 アジア通貨危機 1997 消費税率引上5%	1993 小規模事業者支援法 1997 集積活性化法(07廃止) 1999 中小企業基本法改正 (中小企業政策の転換)	1992 群馬県産業高度化促進条例(01廃止)
2000	2008 リーマンショック	2005 中小企業新事業活動促進法 2007 企業立地促進法	2000 e-Vision新ぐんま経済社会ビジョン (16廃止) 2001 群馬県ものづくり・新産業創出基本条例 2003 (財)群馬県産業支援機構発足
2010	2011 東日本大震災 2011 北関東自動車道 全線開通 2013 アベノミクス 2014 消費税率引上8% 2016 T P P 合意 2019 消費税率引上10%	2010 中小企業憲章 2013 小規模企業活性化法 2014 産業競争力強化法 2014 小規模企業振興基本法 2014 小規模事業者支援法改正 2018 中小企業等経営強化法	2011 群馬県中小企業憲章 2013 群馬県次世代産業振興戦略 2013 群馬がん治療技術地域活性化総合特区 2014 群馬よいとこ観光振興条例 2016 群馬県小規模企業振興条例 2016 群馬県産業振興基本計画 (H27-R1)
2020	2020 新型コロナウイルス感染 症拡大		2021 群馬県産業振興基本計画 (R3-6)

基本理念

- 意欲的・創造的な活動（やる気のある者）の支援
- 支援体制の整備（セーフティネットの構築）
- 多様な個の連携による活力のある経済の実現

「強さ」・自立

「優しさ」・連携

「元気な群馬」

■ 基本的施策 ■

意欲的・創造的な活動 （やる気）の支援

- ものづくり基盤（技術力）の強化
- 新産業の創出（創業、ベンチャー）
- 人材の育成（技術者・技能者育成）

〈技術・情報・人〉

■ 支援体制 ■

支援体制の整備 （セーフティネットの構築）

- 支援措置の統合整備
- 資金供給の円滑化
- 地域、産業界、大学等との協働

〈資金と組織（人）〉



これらの施策と体制の整備により

目的

歴史・伝統
群馬の特性
経済の基礎

新たな挑戦
新時代を
リードする

ものづくり基盤の強化

及び

新産業の創出と育成

を図り

もって

県民生活の安定、元気な経済、元気な群馬を実現します

群馬県は、事業所の多くが中小企業であり、大勢の人々がそこで働き、様々な分野で果敢に挑戦する中小企業が産業を支える中小企業立県です。そして、小規模企業を始めとした中小企業が、地域社会において大きな役割を担っています。

これからの本県経済を発展させ、県民の暮らしを豊かにするには、中小企業の健全な発展が必要です。そのためには、地域を支える中小企業を支援することが大切です。

県内経済が東日本大震災の大きな影響を受けた今こそ、群馬をはばたかせるため、地域の要となる企業を生み育てる環境づくりを進めます。中小企業とそこに関わる人々が誇りを持って生きる「ふるさと群馬」を築いていくため、ここに、中小企業振興の理念として、群馬県中小企業憲章を定めます。

1 地域を支える中小企業の健全な発展を、国、市町村、関係機関と連携しながら支援します。

中小企業は、私たちの働く場であるとともに、地域社会を支える大切な存在であり、それなくして人々の生活は成り立ちません。

県は、国や市町村と一緒に、中小企業の持つ多様な個性や可能性を存分に発揮できるよう中小企業を励まし、成長を支えています。

1 未来を担う世代が中小企業に誇りと夢を持てるよう、その重要性を伝えます。

中小企業は、私たちの生活を支える大切な存在でありながら、大企業に比べ、必ずしも十分に評価されていないのが現実です。

県は、未来を担っていく世代に、中小企業の価値と魅力を正しく伝え、将来、そこで活躍することに誇りと夢を持てるようにします。

1 公正な取引環境の整備に努め、中小企業の果敢な挑戦を支援します。

中小企業が、人や資金に恵まれた大企業との間で、不利益な取引を強いられることがあってはなりません。県は、こうしたことが起きないように対策をとっていきます。

また、これからは、今まで以上に創意工夫を重ね、様々なことに挑戦していくことが必要とされる時代です。県は、新しい分野に挑戦する意欲ある中小企業を積極的に支援していきます。

1 施策の立案実施にあたっては、中小企業の立場にたち、経済環境の変化に対応し、常に迅速かつ適切な対策を講じます。

中小企業を応援していくためには、常に変化する経済の動きをしっかりとらえ、その都度、中小企業の立場にたって、応援方法を見直しながらしっかりと取り組みます。

目的 (第1条) ・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

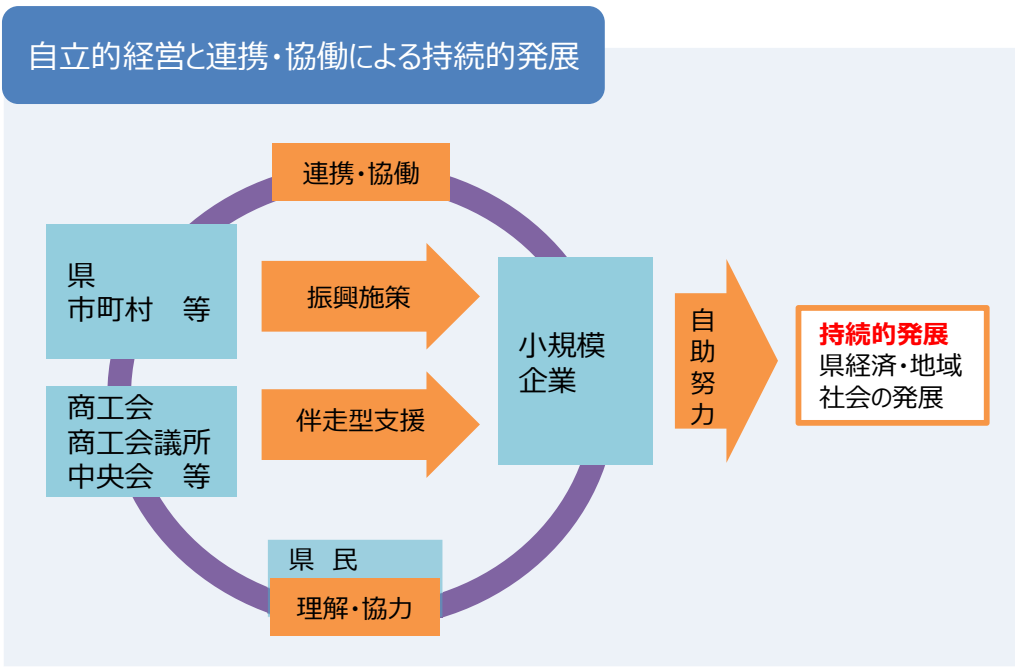
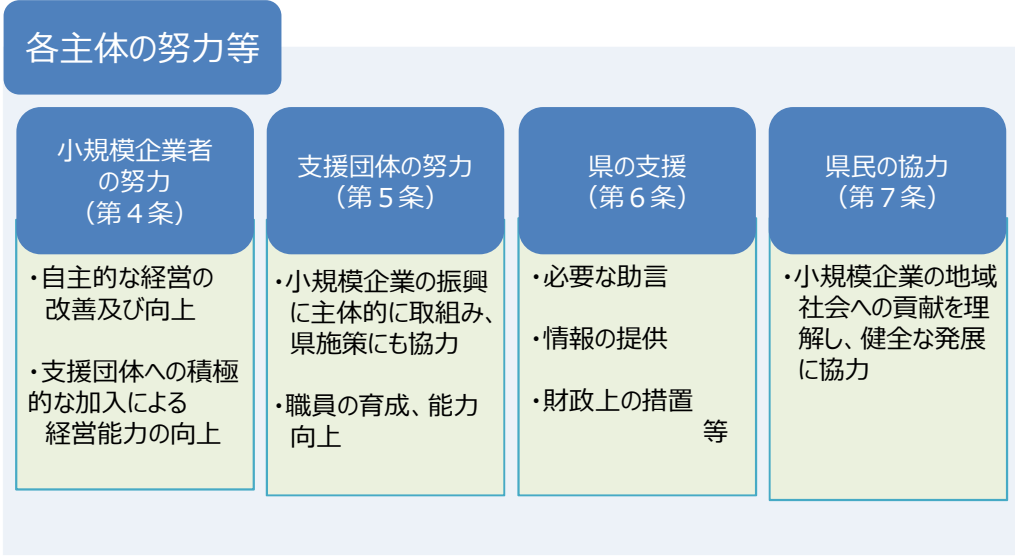
定義 (第2条) ・小規模企業者、商工会・商工会議所・中央会等の支援団体を定義

基本理念 (第3条) ・小規模企業が県の経済や地域社会の発展に果たす役割を明示
 ・小規模企業者の自立的な経営と連携・協働を推進
 ・小規模企業の活力が最大限に発揮されるよう、持続的発展を図る

基本的施策 (第8条) ・経営資源の確保が困難である小規模企業者が多いことを考慮した上で、小規模企業の活力の向上を図る施策を実施

- (1) 新たな事業展開の促進
- (2) 商品の販売又は役務の提供の促進
- (3) 商品、役務等の需要の増進
- (4) 創業の促進、事業承継の円滑化
- (5) 事業活動を担う人材の確保及び育成
- (6) 資金の円滑な供給

団体等との協働 (第9条) ・市町村、商工会・商工会議所・中央会等、多様な主体との協働
 ・商工会・商工会議所が実施するきめ細かな支援への協力



◎ 観光県群馬の礎（前文）

群馬らしさ・群馬の魅力

- ・豊かな資産
「温泉県」「野菜王国」「絹の里」「交通の要衝」等
- ・思いやりと真心でもてなす伝統
夏の雷、冬のからっ風といった地域的特性が育んだ義理と人情・至誠を重んじる県民性

◎ 基本理念（第3条）

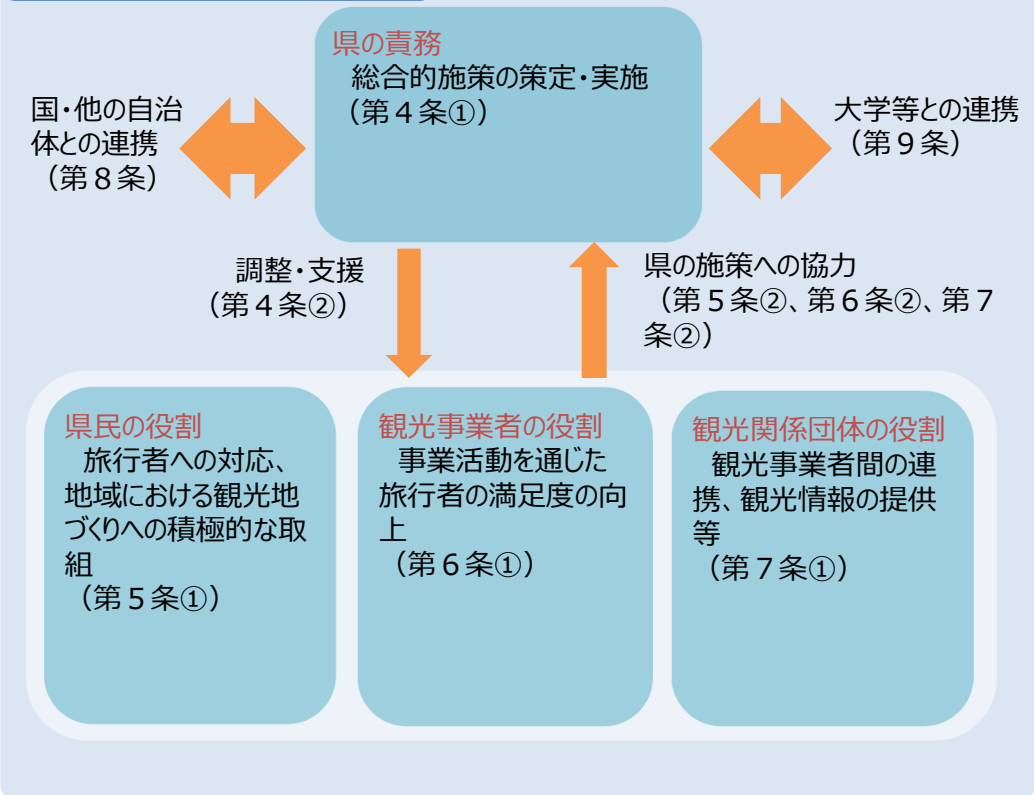
観光振興の意義、考え方

- ・地域の主体的な取組と関係者の連携
誇りと愛着が感じられる地域社会の形成
- ・観光資源の魅力を活かす
- ・観光産業の高い経済波及効果
- ・地理的条件を活かす
- ・観光需要の多様化への対応

◎ 基本的施策（第10条～16条）

- ・魅力ある観光地の形成
- ・観光情報の発信
- ・人材の育成
- ・外国人旅行者の来訪促進
- ・良好な景観の保全等
- ・観光振興のための基盤整備
- ・新しい観光分野への対応等

◎ 各主体の役割等



施策の総合的・計画的な推進、推進体制の整備（第17条、第18条）

観光を通じた県民生活の向上及び
県民が誇れる地域社会の実現（第1条）